

新宿連絡会 News

新宿連絡会（新宿野宿労働者の生活・就労保障を求める連絡会議）発行

連絡先：東京都台東区日本堤1-25-11 山谷労働者福祉会館気付

現地：東京都新宿区西新宿1-1-1インフォメーションセンター前 新宿ダンボール村

☎03 (3876) 7073/030 (818) 3450

vol.2 1998年1月31日

「仲間の命は仲間で守る」越冬闘争展開中

野宿を強いられている者にとって生命すら脅かされる季節、冬。この冬も新宿では「仲間の命を仲間で守る」ために冬をのりきる闘いが取り組まれています。

新宿連絡会は11月30日、越年越冬闘争突入を宣言し、新宿で四回目になる越年越冬闘争がスタートしました。新宿連絡会は越冬突入にあたり、「この一年間のたたかひの最大の成果は、新宿西口の仲間の拠点を維持し抜いたという事である。そして、他方の成果は改善を強要した都の自立支援事業である」

（11/30のピラより）と、昨年一年間の闘いを総括し、今期越冬を「自立支援策下の越冬闘争」と位置づけました。そして自立支援事業や越冬対策で寮に入った仲間と結びつきながら、対策のさらなる拡充、改善をかちとっていくことを「仲間全体の課題」として取り組んでいくことを確認しました。

12月23日には「第四回新宿越年越冬闘争支援連帯集会」が開かれました。会場には新宿の仲間、支援の仲間のみならず、自立支援事業で寮に入っている仲間やそれぞれの地で越冬に取り組む山谷や渋谷の仲間も集まり、互いにエールの交換を行ないました。

そして迎えた越年期。行政機関も閉鎖され、仕事もなくなって野宿を強いられる労働者が急増する年末年始（12/28-1/5）には、24時間態勢での越年闘争が行なわれました。（詳しくは「記録」をご覧ください）越年闘争では新宿西口地下広場インフォメーションセンター前を拠点にしての連日の炊き出し、パトロール、集団野営（仮シェルター）などの基礎活動に加え、29日の越年ライブ、31日のカラオケ大会、紅白歌合戦、年越しの乾杯、2日のもちつき大会など、仲間の力で年を越せることを皆で祝い、楽しむイベントも行なわれました。期間中は自立支援事業や越冬対策、生活保護などで寮やドヤ、アパートにいる仲間や、今は遠隔地で働いているダンボール村の「元住人」も多数駆けつけて、共に作業を担いました。「おそらく他のだれよりも俺たちには無限のつながりが保証されている。一人で飯場に入ったとしてもそこには同じ仲間がいる。一人で施設や寮に入ったとしてもそこにも同じ仲間がいる。一人で野宿を余儀なくされてもそこには同じ仲間がいる。俺たちの希望っていうものはおそらくそんな中にあるんだろう。」（1/3のピラより）…そんな

仲間のつながりに「希望」をかいま見た越年闘争でした。

越年闘争は終了しましたが、1月に入って雪の降る日が続くなど厳しい冬はまだ続きます。引き続き越冬闘争に暖かいご協力をお願いします。

越冬カンパ送り先：郵便振替口座
00170-1-723682「新宿連絡会」

都福祉局との団体交渉 事業の改善をかちとる

東京都による自立支援事業が開始されてもうすぐ四ヶ月。事業は様々な問題点を抱えながらも、寮の仲間、野宿の仲間が丸となった改善要求に押され、一步、一步、「仲間のもの」へと近づいてきています。

10/13の事業開始時、野宿の仲間に対する「説明会」の場で東京都福祉局の保護課課長は、「排除はしない」「二ヶ月たっても仕事が見つからない人を路上に放り出すことはしない」「施設内での人権問題に配慮する」といった「公約」を表明しました。この「公約」をどう守らせるのかが、その後の大きな焦点になりました。

10/13のあとも10/31、11/25と街頭相談は続き、計50人以上が事業に参加することになりました。しかしそのうちの約半数が入所した救世軍・新光館において、入寮者の外出先を全てチェックするなどの問題が発生しました。新光館に入所した仲間はこうした問題を内部で提起し、館長との直接交渉を行なうなどの活動を行なってきましたが、活動の先頭に立っていた仲間が職員からいやがらせを受けて退寮に追い込まれる、新宿連絡会が行なう週一回の面会交流活動への参加を妨害す

るなど、新光館側の横暴は激しさを増してきました。

また二ヶ月で仕事が決まらなかった場合、都は「放り出さない」と約束したものの、具体的にはどうなるのか、仕事が決まった場合も将来的にはどこに住むことになるのか、といった事業プログラムの青写真が明確でないため、入寮した仲間の不安も高まっていました。こうした問題を解決するため、新宿連絡会は入寮者の有志と共に東京都福祉局に申し入れを行ない、福祉局との団体交渉が行なわれることになりました。

都との直接対話は10/13の「説明会」に続き二回目ですが、会場を借りての団体交渉は初めてのことです。交渉は12月9日に都の施設の会議室を使って行なわれ、入所者が具体的な問題を提起して都側がこれに回答するという形で進行しました。交渉は予定の二時間でなごやかに終了しましたが、この場で東京都は以下のことを約束しました。

*施設内の問題については施設への指導を徹底する。

*二ヶ月で仕事が見つからなかった人には生活保護もしくは期間延長で対応する。

*就職が決まって、一ヶ月分以上の賃金を貯めた人については、公営の宿泊所に移ってもらう。将来には都営住宅に優先的に入居。

*衣類など日用品の不足には早急に対応する。

交渉の場では新光館の仲間から「今朝、館長から、この場に来ると就職に不利になると脅された」という生々しい証言も飛び出しましたが、その後は新光館において、外出先のチェックや面会交流活動への妨害がなくなるなど待遇の改善がかちとられました。

さくら寮の仲間の取り組み

12/16に都による四回目の街頭相談が行なわれ、入所者の総数は60人を超える数になりました。そのうちドヤにいた10名は12/19に開設された越冬施設「さくら寮」に移りました。「さくら寮」はそもそも都と23区による「越冬対策」の一環として毎年冬期のみで作られる施設で、基本的に高齢者、病弱者など生活保護を適用される人が入る施設です。今回、自立支援事業でこの施設に使うことによって「さくら寮」には生活保護を受けている人（各区より約90人）と自立支援事業を受けている人が混在するということになりました。（ただし棟は別）

「さくら寮」に入った仲間たちは、立場は生活保護と自立支援という立場は違うものの同じ寮に暮らす仲間としての共通の問題に取り組むため、すぐさま「さくら寮生活改善要求委員会」を結成し、入所者全員の聞き取り調査に基づいて様々な生活問題の改善に向けて寮長との交渉を開始しました。

ところがそうした中、12/30、寮内で足に障害を持つ仲間がトイレの段差で転倒し、意識不明の重態に陥るという事故が発生しました。

新宿連絡会と「さくら寮生活改善要求委員会」は、こうした安全問題、生活問題の改善に向けて話し合いを重ね、寮の管理責任行政である特別区人事・厚生事務組合（特人厚）に問題を提起することを決め、年明けの1/7、特人厚との代表者交渉を行ないました。

以下はその際の申し入れ書です。

申し入れ書

1998年1月7日

特別区人事・厚生事務組合厚生部業務課課長 殿

昨年12月30日朝、冬期臨時宿泊施設・さくら寮において、足の障害を持った我々の仲間がトイレの段差で転倒し、意識不明の重体に陥るという事故が発生した。事故原因などは未だ不明な点もあるが、ひとつ明確なのは、トイレが屋外に設置される簡易型のものではなく、施設の居住棟の内部にトイレが設置されていれば、最初から段差が問題になることもなく、このような事故は起こるはずもなかった、という点である。

さくら寮入寮の対象者（都の自立支援事業で入所している者を除く）は、「高齢者・障害者・病人」である（新宿区福祉事務所に掲示されている「越冬施設開設のお知らせ」より）。新宿野宿労働者の当事者団体である「新宿連絡会」は、以前から設備の整わないプレハブの法外施設に要保護者を入所させることの問題点を指摘し、冬期臨時宿泊施設に生活保護適用者、とりわけ通院患者を基本的に入所させないこと、やむをえず入所させる場合には設備や職員配置などを最大限、配慮することを行政機関に求めてきた。しかるに行政側は入所者および入所対象となる野宿者から要望や不満を聞く機会を自ら設けず、大枠としての事業の見直しを怠り、手すりの一部設置など小手先の改善のみで対処してきた。今回の「事故」は、そのような背景のもとに起こるべくして起こったものだと言わざるをえない。

我々は冬期臨時宿泊事業を総体として否定するものではない。都内全域の野宿者及び現在、入所している入所者の現実の利益を優先する立場から、事業の改善を求めるのが我々の立場である。しかし我々はこれ以上、行政が前時代的な収容政策の影を引きずり、入所者や野宿者のひとりひとりの状況を無視した

ままこの事業を継続することを看過することはできない。今回、さくら寮の入所者で構成される「さくら寮生活改善要求委員会」は、入所者全員の聞き取り調査を行い、冬期臨時宿泊施設の運営主体である特別区人事・厚生事務組合に対する入所者の切実な要求をとりまとめた。以下に要求項目を列挙するので、現行の事業の枠内で対処できる問題については速やかに解決を図り、事業の性格そのものに関わる問題に関しては早急に関係諸機関との協議を持っていただきたい。

1. 入所者の安全と健康を守るために

a. すべての階段の両側に手すりをつけること。階段を一気に登れない人のために踊り場を設けること。階段に雨が吹き込まない構造にすること。

b. 廊下など入所者が歩く場所はすべて事故防止のためすべりにくい構造にすること。

c. 糖尿病など生活習慣病を抱える入所者や固形物を食べられない入所者のために病状にあった食事のメニューを用意すること。

2. 入所者が衛生的で快適な生活を送るために

a. 衣類（下着、シャツ、ズボン、防寒着など）については、入所の時点で2セット以上、支給できるように準備をしておくこと。入所者が衣類の不足に困っている場合にはすぐに必要な衣類を支給できるようにサイズなどをそろえておくこと。

b. 風呂場のシャワー設備を改善すること。

c. 洗濯機を増設すること。

d. 娯楽室を充実すること。テレビを増設すること。

3. 入所者が成人として常識的な生活を送

るために

a. 門限（4時半）を原則、撤廃すること。
b. 消灯、テレビ視聴時間（10時まで）を延長すること。

4. 入所者及び野宿者の事業に対する要望として

a. 入所者本人の意思を無視して、他施設に移動させないこと。特になぎさ寮への移転は、要保護者が比較的健康な法外援護の宿泊者と混在し、ますますひとりひとりの状況に配慮が届かなくなる危険性が高いので、原則、行わないこと。やむをえずさくら寮に入っていた者がなぎさ寮に入る場合は、移転者が「高齢者・障害者・病人」であることをなぎさ寮職員全員に周知徹底し、部屋割りや設備、職員配置などについて十分な配慮を行うこと。

b. 来年度以降、要保護者を設備の整わないプレハブの臨時施設に入所させることをやめ、「バリアフリー」の行き届いた通年型の常設施設の設置を検討すること。新事業のプログラム作成にあたっては、入所者・野宿者の視点から従来の行政施策（冬期臨時宿泊事業や都による自立支援事業など）を総括して、より効果的な事業を構想するため、各施設の入所経験者や野宿者が政策立案過程に参加できる場を保障すること。

以上

さくら寮生活改善要求委員会
新宿連絡会

またその前日の1/6には「さくら寮」入寮者の「なぎさ寮」への移転問題に関して本人の意思を無視して移転させないよう、新宿区福祉事務所に申し入れを行ないました。連日の行動には、集合時間にぶつけて寮内で「寅さん」のビデオ上映をいきなりするなど寮側

の「攻撃」(笑)やプレッシャーもありましたが、多数の寮の仲間が参加しました。

一連の行動の結果、「さくら寮」の仲間は階段への手すりの設置、門限の延長(実質9時まで)、洗濯機の増設などの成果をかちとっています。

更なる対策の拡充を！

1/16にはもう一つの越冬施設「なぎさ寮」(健康な人でも二週間だけ入れる施設)が開設し、街頭相談が行なわれましたが、新宿から入れる枠が昨年より減少し、新宿区側の段取りも悪かったため、受付が混乱するという事態が生じました。これに対し新宿連絡会は、1/19に新宿区福祉事務所に申し入れ、入所受付方法の改善と、対策の拡大と改善を要求しました。

一連の事態は、行政側の従来の施策の限界性を浮き彫りにしました。今後とも新宿連絡会は、自立支援事業などで寮にいる仲間とも更に連携を強め、「仮設住宅の設置」と「軽作業労働の保障」という我々の政策要求に沿った形での対策の拡充を求めています。寮に入った仲間の頑張りもあって、今までスローガンでしかなかった「寮内外をつらぬく闘い」が現実の成果をあげてきています。今後とも多くの皆様のご注目、ご支援をお願いいたします。(I)



1・24弾圧裁判 控訴審始まる

検察側の控訴趣意書が提出されたのは一審の無罪判決(97年3月6日)後、7か月を経た10月末のことであった。趣意書は、笠井・本田両被告が「妨害」したのは都職員のバリケード撤去作業であり、このバリケード撤去作業は、強制力を行使するものではないので、一審判決が、「東京都職員による環境整備工事は強制力を伴う権力的公務であるので、被告らの行為は、威力業務妨害罪の構成要件に該当しない。」とした点に重大な誤りがあると述べている。「木を見て森を見ない」という言い方があるが、「バリケード撤去を妨害した」という「木」を思いつくのに7か月もかかったのだろうか？

一審の判決は、起訴状が「(両被告は)東京都の環境整備工事を妨害した」としているのに対して「環境整備工事とは何なのか？東京都が行なったのは路上生活者のダンボールハウス撤去である。ダンボールハウスと言いたくないのか！」という弁護団の追及で幕が切って落とされたのだった。そして、単に妨害したか、どうかではなく、

- ・なかまが野宿せざるを得ないこと

- ・東京都の無策

- ・「動く歩道」建設強行＝ダンボールハウスの撤去の違法性など、問題を全面展開した。その結果、無罪判決は、1・24の事件は野宿労働者のダンボールハウス強制撤去に対して抵抗した際の出来事であると、問題の根本を規定して書かれているのである。(例えば、本件に至る過程でも、「動く歩道」建設白紙撤回を求める連絡会に、東京都は非公式な話し合いのみを以て応じ、1・24を強行したと認定している。)その上で、法律的には、弁護団の提起した、「都が行なった職務は権力的公務であるから威力業務妨害罪に

あたらない」という指摘に応えたのである。

判決文を詳しくみてみよう。「威力業務妨害罪において、当該職務が強制力を行使する権力的公務である場合には、同罪にいう『業務』には当たらないと解される。(最高裁決定)そこで、本件における都職員の職務である道路環境整備工事が強制力を行使する権力的公務であるか否かを検討する」ことから始め、環境整備工事の内容を具体的に考察している。

「都の説明によると段ボール小屋の撤去についてみても、説得を行なう職員を50名用意し、路上生活者がその場にいる限りは説得を行ない、直後その抵抗を排して無理やり行なうという様態ではなかった。」、警備員や警察官にしても都職員らの身体警護や、犯罪が発生した場合の対応のために配されていたのであり、「表面上、段ボール小屋の撤去に強制力の行使を見い出すことはできないかのようである。」が、「無人の段ボール小屋の中には・・・座り込みに参加した後、公園に連行されるなどしてその場にいなかったため、一時的に無人になっていたにすぎず、その場に起居し続ける意思があつて、なお、その所有権が及んでいたものも含まれていたものであり、その数も相当多数であったことが推認される。したがって、それらの段ボール小屋は決して放置されたものではなく、そこに起居していた路上生活者にとって段ボール小屋の撤去がその意思に反するものであったことは明らかである。」そして、東京都も周知行為を妨害されたことなどから、「路上生活者を自主退去させ、段ボール小屋を撤去あるいは放置させることがそもそも不可能であることは十分認識していた。」

翻って路上生活者が都道を占有し、東京都には、道路管理の責任があり、近隣住民から

も苦情が届いていたことに鑑み、法律に基づいて段ボール小屋を撤去するためにはどのような手続き・措置が考えられるか考察し、「いずれにしても、これらの手続きないし措置に基づいて段ボール小屋を物理的に撤去する行為は、行政機関による直接的な実力の行使に他ならず、私人にその受忍を強制するものであるから、強制力を行使する権力的公務であることは明らかである。」「所有者である路上生活者の意思に反して物理的に撤去したという意味では、本来行なわれるべきであった権力的公務である右のような手続きないし措置に基づく物理的な撤去と実質を異にするものではない。」と本件の環境整備工事が権力的公務であると明言。また、これらを一切行なわなかった東京都の手続き上の瑕疵は大きく、(周知行為・臨時保護施設を以てしても減殺されない)、「認定された程度の威力に対して刑罰をもって保護すべき業務とは到底いえない」とまで断じているのである。

要するにこの判決は、司法の立場から、我々の主張を最大限汲み取ったものであり、これを高く評価するものである。また、そうであるからこそ、マスコミなども「安易な排除にクギ」などと大きく扱ったのだ。

それに対して、控訴趣意書は、前述のような代物で、悪意に満ち、さらに「段ボール小屋は無価値で、清掃作業の対象である。」などと、挑発的でさえある。現場では、「強制排除はまちがい。ダンボールハウスはゴミじゃない!」と反撃を準備している。

2月2日の第一回公判は、検察側の控訴趣意書が提出されるだけで、我々の反論は第二回公判以降になる予定だ。みなさんのご注目と支援をお願いします。

墨塗り国賠訴訟報告

97年4月29日、退去勧告阻止行動で不当逮捕された新居崎邦明さん（争団連事務局）が、勾留中に受けた新宿署員による暴行にやり返すべく国賠訴訟を闘っている。

4月15日から毎朝、西口地下スバルビル側のダンボールハウスのなかまたちに対して、東京都と西口振興会の雇ったガードマンが「退去勧告」と称する追いだしを行ない始め、我々も阻止行動に取り組んでいたのだが、28日に一人、29日には二人のなかまが不当逮捕された。新宿署青木警備課長の、例によって、「こいつ逮捕！」という専横きわまりない弾圧によって、腕などをねじ上げられ、殴られたりしながら車に乗せられ新宿署に連行された。容疑は、後になって「暴行」と告げられるのだが、連行した警察官は、逮捕か否かさえ答えることができなかった。

指紋採取の際、手や指をねじ曲げられ、さらに採取用のローラーで、顎から首、口の周囲にインクを塗り付けられるという陵虐を受けた。

訴えは、東京都と新宿署を相手どり、これらの暴行陵虐行為による損害の賠償責任を問うものである。

97年10月17日に第一回、12月19日に第二回公判が開かれたが、被告・東京都は、答弁書で暴行の事実を否認。ローラーでインクを塗った陵虐行為についても「黒色インクが原告の左頬等についたことは認める。」などとぼけていた。さらに、準備書面では「原告は、何を考えたのか、いきなり、左腕を激しく動かし・・・顔面にインクを付着させるという異常な行動に出た」などと、新居崎さんの人格を侮辱する文言を並べ立ててきた。

新居崎さんは、インクを塗られた顔を洗わず、写真撮影させており、その写真は証拠保

全手続きも行なっている。また、暴行についても、診断書という動かぬ証拠を押さえている。

自分に加えられた暴行陵虐に対して怒るとともに、新宿署の野宿労働者に対する暴行の常態化・ガードマンの退去勧告の違法性なども社会化する必要がある、と、新居崎さんは、万全の体制でこの裁判を闘っている。連絡会も組織的に、この墨塗り国賠訴訟に関わり、共に闘っていききたい。（Y）

*カンパ送り先

郵便振替口座

00100-3-397060「429の会」

*第三回公判

2月13日（金）午後1：30から

東京地裁631号法廷



97~98新宿越年闘争の記録 (総集編)



炊き出し

日付	献立	食数(食)	行動参加人員(人)
12/28	カレーライス	600	14+パレット5
29	クリームシチュー	約700	25
30昼	もつの煮込み	450	17
31	魚と野菜の煮込み	650	24
1/1昼	なますと煮しめ	450	22
2	もつの煮込み	650	20
3昼	煮しめ	490	21
4	もつのシチュー	720	22

医療相談 (ボランティアの医師による)

12/30 66人参加。

1/4 61人参加。

外傷、風邪、高血圧などが目立つ。

医療テント

延べ27名が宿泊

新宿福祉行動 (1/5-7)

過去最高の計48人が参加。

入院11人、ドヤや寮での生活保護11人など。

救急要請

日付	時刻	名前	搬送先病院	対応	添乗
12/29	10:30	Hさん	玉井病院	入院	○
	22:00	Iさん	都立大久保	ICU	○
30	15:30	Yさん	都立民生	入院	○
31	22:30	Tさん	新宿病院	転送	
			都立大塚	入院	○
1/1	8:45	不明	都立大久保	ICU	なし
4	0:35	Oさん	駿河台日大	ICU	○
	20:00	Yさん	山口病院	入院	○

高田馬場パトロール (18:00~)

日付	12/28	1/1
場所	29	1
西戸山公園	6	19
戸山公園	119	128
計	125	147

集団アオカン

日付	12/28	29	30	31	1/1	2	3	4
(人)	50	72	90	112	110	143	115	120

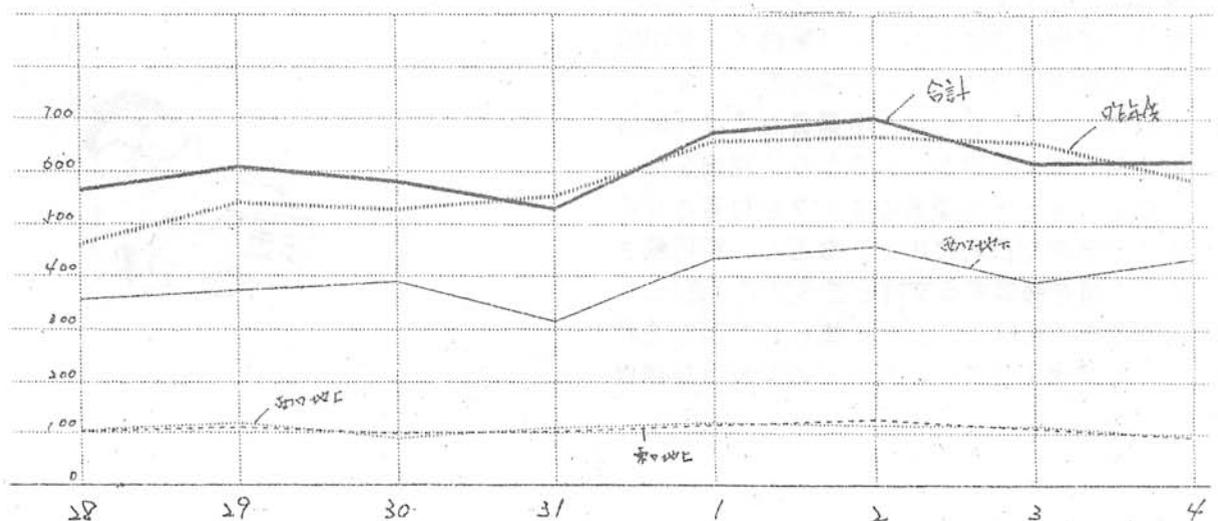
深夜1時パトロール西口地下のみ

日付	28	29	30	31	1	2	3	4
(人)	445	463	502	436	535	529	526	525

パトロール >1時

*12/29のIさんは病院内で容体が悪化し、残念ながら1/5に亡くなられました。

>1時パトロール	合計	西口地下	西口地上	東口地上	昨年
28	563	355	106	102	461
29	609	373	119	112	541
30	580	391	90	99	527
31	529	315	111	103	552
1	676	436	123	117	658
2	703	458	117	128	668
3	617	389	116	112	655
4	621	434	94	93	585



新宿区に、被災を契機に急展開した 自立支援事業の推進を求めます

去る2月7日(土)早朝、新宿西口地下のダンボールハウス村に火災が発生し、5名のなかまが死傷するという大惨事になりました。

バブル経済崩壊後、野宿を強いられる底辺下層労働者が激増し、東京都の調査でも、その数は三七〇〇人を数えます。東京都は、九四年に「路上生活者問題に関する都区検討会」を設置し、その対策にあたってきましたが、対策の内容は、一方的な排除としか言えないようなものでした。二三区レベルでは、路上生活者を多数抱える区とそうでない区との温度差が埋まらず、東京都のみが、都庁のお膝元の集住区域である西口地下ダンボール村の消滅を狙う「動く歩道」建設・ガードマンらによる退去勧告など、都区検討会の枠組みを無視して暴走したのです。

我々は、「①排除では問題は解決しない。②野宿労働者を当事者と認めてその声を聞け」と訴えてきました。「強制排除は誤りである。」という東京地裁の判決も引き出しました。昨年十月、ようやく、東京都福祉局がこの訴えを真摯に受け止め、自立支援事業を開始し、六〇人のなかまが、この事業を受けていた矢先に悲劇が起こったのです。(新宿駅周辺には、約六〇〇人のなかまがいます。)

野宿を強いられ、西口地下では寝る場所を次々に狭められ、ついには、焼け死んでいったなかまの無念を胸に刻みつけ、我々は、西口地下広場からの自主退去を決断しました。亡くなった4人のなかまの無念を晴らすには、生きて、四年間西口地下で培われた団結力を発展させることしかないと考えたからです。

そして、一七二人のなかまが、大田区東海にある臨時越冬施設「なぎさ寮」に入寮しました。東京都福祉局や新宿区によるこの措置は、マスコミなどにも「自立支援事業の前段階」と報道され、これまで自立支援センターを区内に設置することに反対していた新宿区も三か所の設置を前提に東京都と交渉中と聞いています。

新宿区は、野宿労働者が激増し始めた九四年以来、応急援護(カップ麺の支給については区役所の敷地内にプレハブが建てられた)・生活保護適用の拡大など、福祉分野での対応を行ってきており、「動く歩道」建設の際にも、「対策無き撤去には反対」を表明しました。自立支援センターについても、基本的には推進の立場にあり、これまでは、東京都とのやりとりで具体的な条件について折り合いがつかなかったのです。

前記一七二人のなぎさ寮入寮者は、西口地下に暮らし、「しのぎ」や日雇いの仕事をしていたなかまたちです。遠隔地の臨時施設から仕事に行けるわけもなく、仕事を放棄してしまう不安を抱えてなぎさ寮への入寮を決断したのです。今、この時に、なぎさ寮入寮者への充実な施策が実施されないならば、問題は、区内の公園など様々な場所に拡散し、深刻さを増します。なぎさ寮のなかまの決断を無駄にしないために、四月からの自立支援センター実施が円滑に運ぶよう、新宿区の努力を期待するものです。

救援物資送り先

台東区日本堤一―二五―一 山谷労働者福祉会館気付
新宿連絡会

郵便振替口座

0017011723682 「新宿連絡会」

新宿野宿労働者の生活・就労保障を求める連絡会
(新宿連絡会)

声 明

我々新宿連絡会は1998年2月14日正午をもって新宿駅西口地下広場から自主退去する。

残されたダンボールハウスは自主退去に応じた各人がその所有権を放棄したものとみなし連絡会事務局員一名の立ち会いのもと、代表してその占有権を解き、道路管理者に明け渡す。

今回の自主退去決定は、7日早朝、5名もの死傷者を発生させた西口地下広場インフォメーションセンター周辺での火災事故を受け、即座に東京都、新宿区などとの協議を行なった結果、直接の被災者救援、また今後の安全性が保障されない西口地下広場に起居する野宿者救援のため、我々が納得し得る緊急施策が実現されることが確約されたことへの、我々の主体的判断での決定である。

冬期臨時宿泊施設なぎさ寮への緊急入寮から4月以降の自立支援センターへとつなげていく支援は、かつての短期宿泊のみの援護ではなく、自立までの間長期にわたり援護を行なうもので、今後の課題は多いものの現行の「路上生活者対策」の枠内では考えられる最良のものであり、今回の火災事故における緊急施策を、このような我々が最低限納得し得る人道的な施策にして頂いた東京都また新宿区およびその他の関係者に我々は新宿駅西口地下広場の野宿者を代表し、まず感謝の意をのべる。

我々は我々の仲間の自助を軸としたつながりを大事にし、この支援を積極的に受け、事業内容の改善、とりわけ就労支援への行政努力を更にうながしながら、一人でも多くの仲間が自立されんことを切に願う。これが、今回不幸にも亡くなった3名への我々のせめてもの償いでもある。

我々新宿連絡会は、今回の事態を受け、多くの仲間が移行するであろう自立支援センター事業への積極的なかわりを開始していくと同時に、未だ野宿を強いられている新宿区内の野宿者への生活・就労保障を求めるたたかい、炊き出し、福祉申請、各種相談活動などの日常的な取り組みを従前通り行なう。拠点闘争としてではなく、機動力を生かしながらの取り組みとなるだろうが、我々が培ってきた新宿野宿労働者の能動性と団結は決して拠点を失うことぐらいでは消え失せない。新宿の地に野宿の仲間がいる限り、新宿連絡会はその存在理由を失うことはない。路上の仲間と共に、そして路上から脱した仲間と共に、底辺下層労働者の諸権利を勝ち取るたたかいを継続することを新たな出発の日、ここに宣言する。

1998年2月14日

新宿野宿労働者の生活・就労保障を求める連絡会議 (新宿連絡会)